

川崎市立旭町小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

・教育関係法令
・○学校学習指導要領
・かわさき教育プラン
・学校評価の方法
・夢教育 21 推進事業

学校教育目標

あ・・・明るく元気な子
さ・・・最後までがんばる子
ひ・・・人のためにつくす子
こ・・・心やさしい子

学校経営方針

- (1) 生きるために必要な資質・能力の育成を図る
(確かな学力)
- (2) 主体性や自他を大切に認め合う心の育成を図る
(豊かな心)
- (3) 安全を心掛ける意識と健やかな体の育成を図る
(健やかな体)
- (4) 教職員及び保護者・地域と連携を強め教育効果を高める

めざす子ども像

- 未来に希望をもち、健康で安全な生活習慣を身につけ、まわりを元気づける強い意志をもった子
- 最後まで自他の学びを追求し、協力して課題を解決しようとする、生きる力をもつ子
- 勤労、奉仕、助け合いに喜びを感じ、実行できる子
- 豊かな感性を持ち、互いの個性を尊重しあい、思いやりのある子

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 学力の向上 主体的な学びを育む学習の展開 思考力・判断力・表現力を育成する授業の充実	② 社会性の育成 豊かな人間性 規範意識を持ち、自分たちで話し合い、生活を向上させる	③ 特別活動の活性化 共生共育の推進	④ 開かれた学校づくり ともに歩み、つながり合う学校
○各教科における資質・能力の育成 ○効果的な教育課程の構築 ○授業力の向上と研究・研修 ○GIGA スクール構想の推進	○豊かな心の育成と人権教育の推進 ○旭町小学校の一員としての所属感を育む ○いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	○地域たてわり活動による所属意識の醸成 ○効果測定を生かした人間関係作りの構築 ○防災・防犯教育の充実 ○キャリア教育の充実 ○地域に対する愛着の意識を育む	○組織で対応する学校 ○保護者との信頼関係の構築 ○地域とともに歩む学校の推進 ○学校からの情報発信の充実

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○各教科育成する資質・能力明確化 ○ICTを効果的に活用した授業の推進 ○経験年数5年以下の教員に対する研修（S研修）	○他者を尊重する姿勢を育む（多様性） ○いじめは許されないという学校体制の確立（早期対応） ○安心・安全な学校づくり（一人ひとりが居場所のある学校）	○地域たてわり班活動の充実 ○自己有用感を味わわせる取組 ○防災教育の充実（自然災害・火事・不審者対応等）	○職員間で情報共有し組織で対応 ○地域素材の開発 ○コミュニティスクールの充実 ○保護者・地域に向けた情報発信
---	--	---	--

重点に係る具体的な取組

・読書活動の推進 ・指導内容の明確化と評価方法の工夫 ・情報活用能力の育成	・想像力を働かせて、人の気持ちを考える場を設定 ・教育相談体制の充実 ・情報モラル教育の推進 ・あさひこのきまりの徹底	・代表委員会活動の主体的な取組 ・運動会等の行事における自己有用感を育てる取組 ・たてわり班によるあさひこ祭りの取組	・コミュニティスクールの充実 ・こまめなWEBページによる情報発信 ・地域素材を生かしたGIGA版副読本活用
---	--	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくれます。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、児童生徒指導担当支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー（小・高は要請による派遣）、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・ いじめ問題に関する資料の管理
- ・ 道徳教育との連携
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討
6	・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【児童指導点検強化月間】の取組 ・学校生活アンケートの実施と集約、アンケートの結果を受けての対応について（結果と児童の姿から児童理解に基づいた指導の充実について話し合い、実践する）
7	・効果測定の実施 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	・いじめ防止対策に関する研修会 ・効果測定の見取りと情報交換と情報の共有
9	・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	・学校生活アンケート実施に向けた内容検討
11	・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケートの実施と集約について ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・効果測定の実施

1	・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・いじめに関する授業（2年生）
2	【学校体制振り返り月間】の取組 ・学校生活アンケートの実施と集約について・アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	・児童理解全体会での各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組例

[代表委員会や各委員会での企画・運営で考えられる取組]

- ・あいさつ運動
- ・うれしい言葉の掲示
- ・優しい学校にするための取組
- ・集会委員会による人間関係づくり集会 など

※内容は今年度の児童の計画により決定

[交流活動]

- ・たてわり班（あさひこ班）活動
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

教職員の取組

- ・児童支援P J、児童理解全体会での児童の情報交換
- ・特別支援教育についての研修会
- ・学校生活アンケートの実施と結果を受けての対応についての話し合い
- ・かわさき共生＊共育プログラムの実施（エクササイズ・効果測定アンケートの実施）
（SOSの出し方・受け止め方を含む）
- ・効果測定の結果をうけての研修会
- ・いじめ未然防止についての研修会
- ・月1回の教育相談日の設定

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・PTA 朝の一声運動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・地域情報交換会